

2022年8月1日

株式交換に関する事前開示書面

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ファンペップ
代表取締役社長 三好 稔美

株式会社ファンペップ（以下「当社」といいます。）とアンチエイジングペプタイト株式会社（以下「AAP」といいます。）とは、2022年7月14日付株式交換契約書に基づき、当社を株式交換完全親会社、AAPを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することにいたしました。当社は、株式交換完全親会社として、会社法第794条及び会社法施行規則第193条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 株式交換契約の内容

別紙1のとおりであります。

2. 交換対価の定め相当性に関する事項

本株式交換に際しては、完全子会社となるAAPの普通株式1株に対して完全親会社の普通株式6,500株を割り当てます。

当社及びAAPは、交付する株式数の算定に当たっては、公正性を確保するために、第三者評価機関として株式会社赤坂国際会計に対して算定を依頼しました。その算定結果を踏まえて、AAPおよび当社の財務状況等の要因を勘案し、両社にて協議・交渉をしたうえで、上記の株式数が交換対価として相当なものであるとして合意に至ったものであり、当社はその内容は相当と判断しております。

なお、AAPの株主の利益保護、本株式交換後のグループ全体の資本政策に鑑みて、当社の株式を交換対価として選択しました。

また、本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い、完全親会社が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、および当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当する定めはありません。

4. 完全子会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

完全子会社の最終事業年度（[2021年1月1日～2021年12月31日]）に係る計算書類等は別紙2のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙 1 (株式交換契約の内容)

株式交換契約書

株式会社ファンペップ（以下「甲」という。）及びアンチエイジングペプタイド株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2022年7月14日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 商号：株式会社ファンペップ
住所：大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
- 乙 商号：アンチエイジングペプタイド株式会社
住所：大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に6,500を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6,500株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金はゼロとし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株

主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。

- 2 乙は、2022年8月19日開催の臨時株主総会において、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、乙は、甲と協議の上、この期日を変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第9条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙各代表者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2022年7月14日

甲 所在地：大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ファンペップ
代表取締役 三好稔美



乙 所在地：大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
アンチエイジングペプタイド株式会社
代表取締役 橋弥尚孝



別紙2（完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等）

営 業 報 告 書

自 令和3年1月1日

至 令和3年12月31日

営業の概況

当期の日本経済は、依然として続く新型コロナウイルス感染による世界的パンデミックの影響を受け、インバウンド需要の大幅な減退、個人消費等の落ち込み、世界経済の減速懸念によって景気の先行きに不透明感がありましたが、比較的堅調に推移しました。

当社は、大阪大学から生まれた科学的根拠に基づくアンチエイジング効果を持つ高機能性ショートペプチドを活用して、皮膚恒常性の維持に優れた化粧品材料及び化粧品、育毛剤、アジュバント製剤など用途に合わせたペプチドの開発、製造販売、ライセンスアウトを展開しています。

当期は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染によって、インバウンド需要がほぼ消滅し、百貨店などの対面販売は苦境に立たされました。当社の主力販売先は、この影響を強く受けて、販売不振、在庫調整となりました。また、新たな販売先への拡販も上手く行かず、売上を計上するに至りませんでした。このような中、製造コストの引き下げ等への活動を行い、目途を付けるに至りました。また、研究開発は、大阪大学(中神研究室)と共同研究契約を結び、新しい機能性ペプチドの探索等に継続して取り組んでいます。また、優位な成果は残念ながら出ていません。

このようなことから、諸経費の削減に努めましたが、今期は、売上高一千円、経常損失 1,655 千円、当期純損失 3,830 千円と 2 期連続の赤字計上となりました。

以上

貸 借 対 照 表

令和3年12月31日現在

アンチエイジングペプチド株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	68,250,963	【流動負債】	205,000
現金及び預金	66,283,241	未払法人税等	205,000
商 品	1,967,722		
		負 債 の 部 合 計	205,000
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	68,045,963
		資本金	9,550,000
		資本剰余金	7,300,000
		資本準備金	7,300,000
		利益剰余金	51,195,963
		その他利益剰余金	51,195,963
		繰越利益剰余金	51,195,963
		純 資 産 の 部 合 計	68,045,963
資 産 の 部 合 計	68,250,963	負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,250,963

損 益 計 算 書

自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

アンチエイジングペプチド株式会社

(単位: 円)

項 目	金 額	
売上総利益金額		0
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		1,679,486
営業損失金額		1,679,486
【営業外収益】		
受 取 利 息	641	
雑 収 入	22,990	
営業外収益合計		23,631
経常損失金額		1,655,855
【特別損失】		
抱合せ株式消滅差損	1,969,912	
特 別 損 失 金 額		1,969,912
税引前当期純損失金額		3,625,767
法人税、住民税及び事業税		205,000
当期純損失益金額		3,830,767

株主資本等変動計算書

自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

アンチエイジングペプチド株式会社

(単位: 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	9,550,000
	当期末残高	9,550,000
資 本 剰 余 金		
資本準備金	当期首残高	7,300,000
	当期末残高	7,300,000
資本剰余金合計	当期首残高	7,300,000
	当期末残高	7,300,000
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	55,026,730
	当期変動額	当期純利益金額
	当期末残高	-3,830,767
利益剰余金合計	当期首残高	55,026,730
	当期変動額	-3,830,767
	当期末残高	51,195,963
株 主 資 本 合 計	当期首残高	71,876,730
	当期変動額	-3,830,767
	当期末残高	68,045,963
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	71,876,730
	当期変動額	-3,830,767
	当期末残高	68,045,963

個 別 注 記 表

アンチエイジングペプタイド株式会社

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商 品・・・最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産
法人税法に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法上の法定繰入率により計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 株主資本変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 367 株

III. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 185,411 円 34 銭

(2) 1株当たり当期純利益 △10,438 円 06 銭

監 査 報 告 書

私、監査役は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第6期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年3月2日

アンチエイジングペプチド株式会社
監査役 長井泰国 印

以 上